村山市監査委員公告　第 17 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年10月8日

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

記

1. 監査の対象　　政策推進課

2. 監査の期間　　令和8年9月18日から令和8年10月8日まで

3. 監査の範囲　　令和7年8月1日から令和8年7月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監査の方法　　村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の着眼点　　財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。

6. 監査の結果　　別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

（別添）監 査 の 結 果

【指摘事項】

■予算の計画的・効率的執行について

郵便切手等の購入について、年間需要を大幅に超える数量を年度末に購入し、使用することなく受払簿により管理していることが認められた。

計画的かつ効率的な予算執行に努められたい。

■歳入歳出事務について

歳入調定及び支出負担行為について、速やかに処理されたい。

・通知に対応した調定手続きが 2 か月を超えて遅れているもの（1 件）

・支出負担行為が 1 件当たり 90 日以上遅れているもの（5 件）

【注意事項】

■歳入事務について

甑葉プラザ利用者に係る実費負担金の歳入事務について、納期限までに納付していない利用者に対し、文書での督促を行っていないことが認められた。

地方自治法施行令 171 条及び市財務規則 49 条に則った、適正な事務処理に努められたい。

■歳入歳出事務について

歳入調定及び支出負担行為について、速やかに処理されたい。

・通知に対応した調定手続きが 1 か月を超えて遅れているもの（1 件）

・支出負担行為が 1 件当たり 60 日以上遅れているもの（11 件）